振込規定(新旧対比)

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 第4条(振込通知の発信) (1) (変更なし) (2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。 | 第4条(振込通知の発信) (1) (変更なし) (2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日に振込通知を発信します。 ただし、次の場合は依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。 当行宛の振込において、受取人が翌営業日の入金を希望されている場合 他金融機関宛の振込において、他金融機関から依頼日の振込の応諾がない場合 |
| 第6条(取引内容の照会等) (1) (変更なし) (2) (変更なし) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された 場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定 する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続 をとってください。 | 第6条(取引内容の照会等) (1) (変更なし) (2) (変更なし) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。ただし、当行口座からの振込の場合には、上記にかかわらず通知を省略のうえ引落口座に資金を返却することもできます。 |